

会 議 等 結 果 報 告 書

名 称	第12回自治基本条例づくり検討会議																		
日 時	平成19年 5月 9日(水) 19時00分～21時10分																		
場 所	上富良野町役場 第3会議室																		
出席者	<p>検討会議委員：出席4名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡 本 康 裕</td> <td></td> <td>大 内 和 行</td> <td>欠</td> <td>板 垣 貴 子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渡 辺 雄 介</td> <td></td> <td>瀬 川 英 樹</td> <td>欠</td> <td>大 石 理 香 子</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>町自治基本条例研究プロジェクト：中田座長(議会議務局長)、田中副座長(収納対策担当主幹)</p> <p>町民生活課自治推進班：北越主幹、谷口主査</p> <p>事務局：行財政改革担当 新井主幹</p>	氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠	岡 本 康 裕		大 内 和 行	欠	板 垣 貴 子		渡 辺 雄 介		瀬 川 英 樹	欠	大 石 理 香 子	
氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠														
岡 本 康 裕		大 内 和 行	欠	板 垣 貴 子															
渡 辺 雄 介		瀬 川 英 樹	欠	大 石 理 香 子															
内 容	<p>事務局： 前回意見があった事項をまとめた資料を参考として配布する。 あいさつ</p> <p>岡本代表：本日は、第24条(情報の公開と共有)から第30条(審議会等への参加)までの予定で進めたいと思います。2名の委員が欠席予定です。前回の議事録を見て何かあれば後ほどお聞かせください。</p> <p>議題1 自治基本条例の内容(その3)の検討について 【第2節 情報共有(第24条～第27条)】</p> <p>第24条(情報の公開と共有)の解説(3)第3号関係に、公開請求権を「何人」としているが、一般的にはこうなのか。</p> <p>事務局： それぞれの市町村の考え方によって「町民」と規定している町もあるが、本町としては差別することなくまちづくりを進めていくことから「何人」としている。</p> <p>平成13年に制定した上富良野町情報公開条例の運用は、住民参加と協働のまちづくりを進める前提として情報共有していなければ進まないの、情報公開条例の熟度をもっと高めていく必要があると思う。</p> <p>第24条第1号で「情報を分かりやすく公開し」とある、どんな方法ですか。</p> <p>事務局： 町は情報を知ってもらうため、広報や出前講座、まちづくりトークなどで情報提供するよう努力しているが、中々浸透していないので町民に分かりやすくお知らせする努力は必要である。</p> <p>ここは、実践する段階では入り口の部分で、重要なポイントと思う。</p>																		

富良野市も、(情報公開と共有)これから始めていくため条例化して進めているが、(情報公開の制度)これがないと基本条例を作る意味がなくなってしまうと思う。

町民は、行政から出される情報がよく分からないのではないかと。日々の生活に関わる情報でなければ、行政に対して興味を持っていないこともあると思う。

結局、町がどう変わっていくのか、よく見えていないのかもしれない。

事務局： 各課の情報を収録する情報提供コーナーを設置し、ホームページやまちづくりトークなどで町民に呼びかけし情報提供しているが、中々町民が集まらず利用されない状況もある。

第24条の趣旨には「町民に対して」町の情報の公開をすることになっており、解説の「何人」にも保障しますとの整合性はあるのか。

事務局： 情報公開条例で「何人」と表現し、この条例では「町民」としているが、情報提供するのは上富良野の町民を基本に行い、情報公開の請求権は何人でもできるように使い分けしている。

情報の公開制度は、具体のものが見えなければ分からない。具体のものが見えてくれば関心も高まるのではないかと。

第25条の情報管理に関して何かあれば説明願う。

事務局： 平成13年の情報公開条例の制定に合わせて、文書のファイリングを見直した。情報公開(請求)に対応するよう文書管理を進めている。

町民がほしい情報は過去の情報なのか、将来に対する情報なのかがある。情報公開制度は過去の情報に対するものと思う。これから行っていくような情報はどうすればよいのか。

事務局： 第29条(施策決定過程への参加)で、こらからの仕事の立案、政策の過程に参加してもらうことを規定している。

第26条に説明責任が書かれているが、町の仕事で優先順位が説明できるかがあると思う。地域から要望が出された場合に、その内容の実施順番が説明されれば地域は安心すると思う。仕事の優先順位がしっかり説明されている町もある。

第26条にそれぞれの段階で説明するとあるが、その説明体制はどうか。実際に説明することは大変と思うし、行政内部の体制作りが出来るかどうか。すべての職員が同じように説明できるには、横のネットワークづくりが重要と思う。

大切な条項だが、職員側の体制が図れるかどうか。

富良野市の話からは、条例の趣旨や制度が職員に浸透していないと感じた。

事務局： 色んな要望があった時に、どの事業を優先して進めることにしたのか、町の決定事項を担当職員は勿論のこと担当以外の職員であっても説明できる能力を持っていないことからの説明責任を定めている。

要望があれば、順位をつけて何年後になる予定だと説明できれば納得されると思うが、行政評価や第29条にも関係してくると思う。

条文は行政職員に課された課題で、そのための体制づくりと、職員の意識改革を進めていかなければならないと思う。

第27条の個人情報の保護について、近年情報公開は積極的に行い、個人の情報は守っていかなければならないようになってきたが、コミュニティ活動を進める上で弊害はないか。地域でボランティア活動として、独居老人の見回りをするにしてもその情報は出て来ないのではないか。

事務局： 個人情報保護条例では、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職歴、住所、所属団体、財産、所得などに関する情報を公開してはならないことになっており、個人情報保護から名簿提供などでコミュニティ活動に支障は考えられるが、住民会の活動で公益性のあるものに対しては、審査会の意見を聴き対応している。

第28条(参画と協働)には、町民の物理的な動きが見えていないので、どうすればいいのか分からない。町民投票するとか、意見書を出すといった具体的な例があれば動くことができると思う。

事務局： ここはアンケートに答えるとか、パブリックコメントに意見を述べる、広報を読むことも参加であって、会議に参加して意見を述べることだけが参画するイメージではなく、身近ないろんな分野に参加して、まちづくりに興味を持ってもらうイメージでいいと思う。

解説に、参加について具体的に載せていただければより分かりやすいと思う。

行政的な専門用語で書かれているためか、堅苦しいイメージがある。

解説にある「 条」という説明で、その条文を読まなければ分からない説明では難しい。その条文を理解するのに前段の条文に戻って見ることは出来ないと思う。

やわらかい表現があればいいが。

第29条(政策決定過程への参加)

第29条の町民が参画する仕組みを整えるとあるが、多くの事業がある中で本当に参加できることになるのかどうか。参加するとしても大変ではないか。

事務局： 第29条の町の仕事の評価に当たっては、事務事業(約200事業)すべてに町民が参加して事業の必要性の判断を仰ぎ、その事業を組み立て予算措置することは、スピード感が求められる事業もあり、可能かどうか議論した結果として努力義務としている。実際には基準をつくり、その中の幾つかに参加するなどの仕組みが考えられる。町が行う事業対し、町民が知らないことにならないので、政策に参加してもらうための項目である。

参画する事業の基準として、ホームページに公開するとか、富良野のように100万円以上にするとか、特定の人に該当しない事業はしないとかの基準づくりが必要でないか。

事務局： 方法については、事業費(金額)とするのか、補助がらみの事業は除くとか、ある程度基準は決めなければならないと思う。

すぐやらなければならない事業とか、すぐ手を上げなければならない補助金事業がでてくると思うが。

事務局： この項目は、細かな事務事業の決定も含めて、町民は議員に託しており、議員は町の予算を決定する議会制民主主義で保障されている。町民は、町民の目線で町の重要な仕事の立案の評価にも携わり、情報を共有する、参画のきっかけができる意味である。

第29条の政策決定過程の参加には、町民の理解と浸透に時間かかると思う。町民もこれまで慣れ親しんだお任せの民主主義の意識から脱却しなければ、行政の決定過程に参画は難しいと思う。議会制民主主義など、まちづくりに関して色々教えてもらわないと分からないと思う。

事務局： アンケートやパブリックコメント、公聴会などで、自分の意志を表示することで実際の評価に携わっていると考えていただきたい。

第30条(審議会等への参加)の委員の公募は絶対ということではないと思うが、参加の状況はどうか。

事務局： 情報公開条例制定の時期に同じくして、附属機関等の取扱い規程を設け、委員等の公募に努めている。ただ、公募しても応募のないことが過去にはあり、参加の一つであるが、実際の公募の難しさはあると思う。また、解説で説明しているが、公募の例外として専門性を有する事案などはなじまないひとつである。

第7章 コミュニティ(第31条～第32条)

以前に、コミュニティを条例に入れるか、入れないかの話しがあっと思うが、プロジェクトとしてコミュニティを条例に取り入れた考えは何か。

事務局 市民の自由な活動であるコミュニティ活動は、基本自治条例にはなじまないと考えている学者の説もあるが、まちづくりの担い手として大切なコミュニティを上富良野として定義した。条例で縛るものではなく、自由なコミュニティを表現するよう「支援します」と規定している。まちづくりの原動力として、コミュニティは大切であるととらえている。

第32条(コミュニティと町の関わり)は、どんな考えなのか。

事務局： 精神論として、解説にあるように町からの支援があるから団体をつくるものではないこと、自主性自律性の気持ちを持ったコミュニティ活動が進められてほしいと考えている。

町からコミュニティへの支援として、補助金などの財政支援は、既存に対して新たな団体にはどうなっていくのか。

事務局： 町が支援した方がよいときは、財政面だけでなく、労力や情報提供などの支援をしていくことになる。ただ補助金などの見直しを進めている中、広く支援することは難しいと思うが、特定の団体だけを支援することにはならない。住民会への補助金を交付金化し、新たな奨励事業の補助制度もつくり、コミュニティ活動の支援を見直ししている。

まちづくりの基本として、上富良野として守るものと変革するものをはっきりさせるべきと思う。全て変革がいいわけではなく、景観など上富良野として守るものを位置づけることが必要と思う。それがなければ基本条例をつくっても、時

代の変化で変わってしまうのではないかと。自衛隊の削減問題が言われているが、自衛隊は国の政策であり、その組織が変われば町も変わることを選択するのかどうか。上富良野の地域として、次の世代に何を残していくのかの共通認識を考えるべきと思う。

ニセコや富良野にオーストラリアの外国資本が入り込んでいるが、時期を経てそれらの撤退が進めば、土地や建物含めた地域づくりがどうなるのか懸念される。隣町として他人事ではなく、将来的に何を大切にするのかの視点が必要と思う。

2 その他

次回会議 5月16日(水) 午後7時00分、役場審議室

閉会 21時10分